市からの 連絡

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養 手当現況届

現況届は 手当受給者・その配偶 者・扶養義務者の方の前年の所得の状 況・養育の状況等を確認する書類です。 現在受給されている方(所得超過によ る支給停止の方を含む)には、7月末 に「お知らせ」を郵送しました。窓口でご 本人が提出してください。提出されな い場合8月以降の手当が支給停止と なる場合があります。

❖児童扶養手当

受付期間 8月1日(水~31日(金)

❖特別児童扶養手当

受付期間 8月13日(月)~31日(金)

地域子育で支援センター開設

8月1日から市内で3か所目の地 域子育て支援センターが、ひがし保 育園でオープンします。親子で自由 に遊べるスペースがあり、2人の専 任職員が子育て相談・子育てグルー プの支援・子育て講座の実施等各種 の子育て支援事業を実施します。ご 利用をお待ちしています。

時月~金曜日午前9時30分~午後 4時30分



ファミリー・サポート・センタ ーファミリー会員登録説明会

ファミリー会員の登録希望の方は 出席してください(子ども同伴可) 電話申し込み必要

時・場8月26日(印)午前10時~正午・ イングビル3階会議室

必要なもの 保護者の顔写真 (縦3cm×横25cm)1枚 EΠ 80円切手 1枚(会員証郵送用) 申・締8月24日金午後5時までに、 当センターへ

ファミリー・サポート・センター

高枝はさみ・噴霧器貸し出し廃

市では、高枝はさみ・噴霧器の貸 し付けを行なってきましたが、機材 の老朽化のため、貸し出しを終了す ることになりました。

長い間ご愛用いただき、ありがと うございました。

貸出最終日 10月15日金

メールで受けとれます 「光化学スモッグ情報」

日ざしが強く気温も高く風の弱い 日は、オキシダントの濃度が高くな り光化学スモッグが発生しやすくな ります。

光化学スモッグ注意報は、防災行

政無線等でお知らせしていますが、 東京都環境局の肥にアクセスし、画 面の指示に従って、メールアドレス を登録すると、最新の光化学スモッ グ注意報等の情報をメールで受信す ることができます。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/k inkyu/regist.html

光化学スモッグ注意報等が発令さ れますと、F M西東京(84 2M H z)で もお知らせし、公共施設には看板を掲 示して注意を呼びかけています。

光化学スモッグ情報入手は、下記 もご利用できます。

- ❖東京都大気汚染テレホンサービス (**1** 03 - 5320 - 7800)
- ♦ HP http://www.kankyo.metro.tokyo. jp/ox/bunpu/smog.htm
- ❖携帯電話の場合

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/c gi - bin/tokyokh/kinkyu/ox.cgi (市肥からもアクセス可能です)

業務用冷凍空調機器の廃棄時 ~フロンガス回収が義務づけ られています~

~改正フロン回収・破壊法が 10月から施行~

フロンガスを回収せずに大気中に 放出することは、オゾン層の破壊や 地球温暖化の原因となります。飲食 店の冷蔵庫や事務所のエアコン等の 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う 場合、フロン回収・破壊法により、 冷媒として充填されているフロンガスの 回収が義務づけられています。

10月1日より、フロン回収・破壊法 が以下の点について改正されます。

事務所のエアコン等を廃棄する方 は、フロンガスの回収を委託する業 者に委託確認書等の法律で定められ た書面を交付しなければなりません。

建物を解体する場合、事務所のエ アコン等からのフロンガスの回収が 必要ですが、その回収は都道府県に 登録したフロン類回収業者に委託し なければなりません。

この法律の対象となる事務所のエ アコン等業務用冷凍空調機器は下記 のとおりです。

❖パッケージエアコン (天井埋め込 み型等) ❖業務用冷凍冷蔵庫 ❖冷 凍冷蔵ショーケース ◆製氷機 ❖ ビールサーバー *冷水機

家電リサイクル法の対象となる家 庭用エアコンと冷蔵庫は対象外 問東京都環境局環境配慮事業課

ごみ・下水道

家庭用廃食用油を回収

市では、8月9日(水)に家庭用廃食 用油の回収を行います。右上表の回 収場所にお持ちください。家庭用廃 食用油は、回収後新聞のインク・塗 料等にリサイクルされます。

☆廃食用油は、ふたのついた容器等 に入れ、もれないようにしてください。 ☆回収時刻にお越しになった希望者 の方には、廃食用油を入れるポリタ ンクをお渡しします。名前を書き次 回以降にお使いください。

回収日に会場に来場できない場合 は、回収日以前にごみ減量推進課ま で届けてください。

10月3日からは、4週間に1回資源 物集積所で収集します

家庭用廃食油回収場所

1 ひばりが丘北児童センター 午前9時 2 ふれあいセンター 午前9時4 4 しもほうや保育園 午前10時5 5 下保谷福祉会館 午前10時4 7 文理台公園 午前11時8 8 武道場 午後1時3 9 住吉福祉会館 午後2時111 泉小学校 午後2時111 泉小学校 午前9時2 12 芝久保公民館 午前9時2 13 芝久保地区会館 午前9時2 14 芝久保児童館 午前10時4 15 総合体育館 午前10時4 16 都営向台第2アパート 午前10時4 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後2時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時3 21 柳橋出張所 午後2時3 22 新町福祉会館 午前9時2 21 柳橋出張所 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時2 26 谷戸地区会館 午前9時2 27 みどり児童センター 午前9時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時2 29 西原団地 午前11時3 30 谷戸公民館 午後1時3	0分
3 北町市民集会場 午前9時4 4 しもほうや保育園 午前10時2 5 下保谷福祉会館 午前10時2 6 保谷第1小学校 午前10時4 7 文理台公園 午前11時3 8 武道場 午後1時3 9 住吉福祉会館 午後1時3 10 すみよし保育園 午後2時1 11 泉小学校 午後2時1 12 芝久保公民館 午前9時1 13 芝久保公民館 午前9時1 14 芝久保児童館 午前9時2 14 芝久保児童館 午前10時1 15 総合体育館 午前10時1 16 都営向台第2アパート 午前10時1 17 向台小学校 午前10時1 18 田無庁舎 午前11時1 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時3 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時2 27 西原団地 午前11時	0分
4 しもほうや保育園 午前10時2	20分
5 下保谷福祉会館 午前10時2 6 保谷第1小学校 午前10時4 7 文理台公園 午前11時 8 武道場 午後1時3 9 住吉福祉会館 午後2時1 10 すみよし保育園 午後2時1 11 泉小学校 午後2時3 12 芝久保公民館 午前9時2 13 芝久保地区会館 午前9時4 15 総合体育館 午前10時2 16 都営向台第2アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後2時3 21 柳橋出張所 午後2時3 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時3	
6 保谷第1小学校 午前10時4 7 文理台公園 午前11時 8 武道場 午後1時3 9 住吉福祉会館 午後1時3 10 すみよし保育園 午後2時3 11 泉小学校 午後2時3 12 芝久保公民館 午前9時2 13 芝久保地区会館 午前9時2 14 芝久保児童館 午前9時4 15 総合体育館 午前10時16 都営向台第2アパート 午前10時17 向台小学校 午前10時18 田無庁舎 午前11時19 南町第一児童遊園 午後1時3 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時3 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時2 29 西原団地 午前11時	
7 文理台公園 午前11時 8 武道場 午後 1 時3 9 住吉福祉会館 午後 2 時3 10 すみよし保育園 午後 2 時3 11 泉小学校 午後 2 時3 12 芝久保公民館 午前 9 時2 13 芝久保地区会館 午前 9 時2 14 芝久保児童館 午前 9 時4 15 総合体育館 午前10時 16 都営向台第 2 アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 2 時3 21 柳橋出張所 午後 2 時3 22 新町福祉会館 午後 2 時3 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 10時 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
8 武道場 午後 1 時3 9 住吉福祉会館 午後 2 時3 10 すみよし保育園 午後 2 時3 11 泉小学校 午後 2 時3 12 芝久保公民館 午前 9 時2 13 芝久保地区会館 午前 9 時4 15 総合体育館 午前 10時2 16 都営向台第 2 アパート 午前 10時2 17 向台小学校 午前 10時4 18 田無庁舎 午前 11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 2 時3 21 柳橋出張所 午後 2 時3 22 新町福祉会館 午前 9 時2 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 10時 26 谷戸地区会館 午前 10時 27 みどり児童センター 午前 10時 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前 10時 29 西原団地 午前 11時	
9 住吉福祉会館 午後 1 時5 10 すみよし保育園 午後 2 時1 11 泉小学校 午後 2 時3 12 芝久保公民館 午前 9 時2 13 芝久保地区会館 午前 9 時4 15 総合体育館 午前10時1 16 都営向台第 2 アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 2 時1 21 柳橋出張所 午後 2 時3 22 新町福祉会館 午前 9 時2 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前10時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	
10 すみよし保育圏 午後 2 時1 11 泉小学校 午後 2 時3 12 芝久保公民館 午前 9 時 13 芝久保地区会館 午前 9 時2 14 芝久保児童館 午前 9 時2 15 総合体育館 午前10時 16 都営向台第 2 アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 1 時5 21 柳橋出張所 午後 2 時1 22 新町福祉会館 午後 2 時3 23 母子保健センター 午前 9 時 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 9 時4 26 谷戸地区会館 午前 10時 27 みどり児童センター 午前 10時 27 みどり児童センター 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
11 泉小学校 午後 2 時3 12 芝久保公民館 午前 9 時 13 芝久保地区会館 午前 9 時2 14 芝久保児童館 午前 9 時4 15 総合体育館 午前10時2 16 都営向台第 2 アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前11時2 18 田無庁舎 午前11時2 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 2 時1 21 柳橋出張所 午後 2 時3 22 新町福祉会館 午前 9 時2 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 10時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
12 芝久保公民館 午前9時 13 芝久保地区会館 午前9時2 14 芝久保児童館 午前9時4 15 総合体育館 午前10時2 16 都営向台第2アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時5 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前10時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
13 芝久保地区会館 午前9時2 14 芝久保児童館 午前9時4 15 総合体育館 午前10時 16 都営向台第2アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時5 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前1時2 29 西原団地 午前11時	0分
14 芝久保児童館 午前9時4 15 総合体育館 午前10時2 16 都営向台第2アパート 午前10時4 17 向台小学校 午前11時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後2時1 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前10時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	
15 総合体育館 午前10時 16 都営向台第2アパート 午前10時4 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時5 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時4 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
16 都営向台第2アパート 午前10時2 17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後1時3 20 田無柳沢児童センター 午後1時3 21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後9時2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前10時2 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時4 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前11時 29 西原団地 午前11時	.0分
17 向台小学校 午前10時4 18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 1 時5 21 柳橋出張所 午後 2 時3 22 新町福祉会館 午前 9 時 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 10時 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前 10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前 10時4 29 西原団地 午前 11時	
18 田無庁舎 午前11時 19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 1 時5 21 柳橋出張所 午後 2 時1 22 新町福祉会館 午後 2 時3 23 母子保健センター 午前 9 時 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 9 時4 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前11時 29 西原団地 午前11時	0分
19 南町第一児童遊園 午後 1 時3 20 田無柳沢児童センター 午後 1 時5 21 柳橋出張所 午後 2 時1 22 新町福祉会館 午後 2 時3 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時4 25 北原地区会館 午前 9 時4 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前11時4 29 西原団地 午前11時	0分
20 田無柳沢児童センター 午後 1 時5 21 柳橋出張所 午後 2 時1 22 新町福祉会館 午後 2 時3 23 母子保健センター 午前 9 時2 24 田無町地区会館 午前 9 時2 25 北原地区会館 午前 10時 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前 10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前 10時4 29 西原団地 午前 11時	
21 柳橋出張所 午後2時1 22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
22 新町福祉会館 午後2時3 23 母子保健センター 午前9時2 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
23 母子保健センター 午前9時 24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
24 田無町地区会館 午前9時2 25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
25 北原地区会館 午前9時4 26 谷戸地区会館 午前10時2 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	
26 谷戸地区会館 午前10時 27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	0分
27 みどり児童センター 午前10時2 28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	.0分
28 ゾンネンハイム田無・緑町地区会館 午前10時4 29 西原団地 午前11時	
29 西原団地 午前11時	0分
	.0分
30 谷戸公民館 午後 1 時3	
	0分
31 都営谷戸2丁目アパート 午後1時5	0分
32 ひばりが丘福祉会館 午後2時1	0分
33 ひばりが丘団地南集会所 午後2時3	0分
34 中町児童館 午前9時	
35 はこべら保育園 午前9時2	0分
36 保谷障害者福祉センター 午前9時4	0分
37 保谷なかよし公園 午前10時	
38 富士町福祉会館 午前10時2	0分
39 都営富士町4丁目アパート 午前10時4	
40 保谷庁舎(こもれびホール入口脇)午前11時	0分
41 保谷公民館 午後 1 時3	0分
42 ひがしふしみ保育園 午後 1 時5	
43 東伏見コミュニティセンター 午後2時1	0分
44 柳沢第三市民集会場 午後2時3	0分

平成19年度排水設備工事實 任技術者資格更新講習会

対責任技術者証に記載されている有 効期限が平成20年3月31日までの方

受講されなかった場合は、資格を 失いますので注意してください。 時9月19日(水)または20日(木) 午後 1 時30分~午後 3 時30分 場日比谷公会堂

受講料 3 500円

申込書 対象者あてに郵送されま す(7月初旬)

■7月10日火~8月24日金に郵送

排水設備工事責任技術者 資格試験

日本下水道協会東京都支部では、 平成19年度排水設備工事責任技術者 資格試験を実施します。

睛10月14日(日) 午前10時~正午 場青山学院大学・青山キャンパス 受験料 6,000円

申込書配布 下水道課で7月25日 (水)から

受付期間 8月1日(水)~31日(金)ま でに郵送

ドッグランの管理運営組織 設立準備会

東伏見一丁目の千駄山広場内に設 置予定のドッグランの管理運営につ いて、市と協働で携わっていただけ るボランティア組織の設立準備会を 開催します。当日直接会場へ。 時8月7日(火)午後7時

場保谷庁舎

スポ・ツ

社会教育関係団体認定申請 追加受付

社会教育関係団体として認定され ると、有料スポーツ施設の使用料が 一部軽減されます。該当する団体は 申請してください。すでに今年度分 の認定を受けている団体は申請の必 要はありません。

対 市内の社会教育活動を行ってい 規約または会則があり、団 る団体 体としての意思を決定・執行・代表する ことのできる機能と、独立した経理・監査 の機能が確立されている団体 寠 市 績が客観的に認められる団体 民が団体の構成員の60%以上であ り、団体の事務所または事務を行う 一定の場所が市内にあること 政 治・宗教活動または営利事業を主た る目的とする団体でないこと

提出書類 会則 18年度事業 18年度会計報告 19年 度会員名簿 19年度の事業計画書 19年度の予算書

■8月1日(水)~31日(金)の間に、スポ ーツ振興課、総合体育館、きらっとのい ずれかへ書類を提出

平成19年度青少年健全育成 団体の受付開始

12月からのスポ - ツ施設使用料改 訂により、使用料が無料から有料に 改定される運動場を使用の場合、青 少年健全育成団体として認定される と運動場の使用料金が免除されま す。該当団体は申請してください。

対象施設 向台運動場・公園グラ ウンド・北原運動場・芝久保運動場・ 健康広場

青少年を健全に育成する団体とし て市内の社会体育活動を行っている団 指導者が無償ボランティアである 規約または会則があり、団体の 意思を決定・執行・代表することのでき る機能と、独立した経理・監査の機能が 確立されている団体 団体の実績が 客観的に認められるものであること

市民が団体の構成員の90%以上であ り、団体の事務所まだは事務を行う一定 の場所が市内にあること 政治·宗 教活動または営利事業を主たる目的と する団体でないにと

提出書類 会則 18度事業報 18年度会計報告 告書 19年度 会昌名簿 19年度の事業計画書

申8月1日(水)~31日)金までに、スポ ーツ振興課へ書類を提出

19年度の予算書